

貿易円滑化事業費補助金に係る検査実施規程

(目的)

第1条 この規程は、貿易円滑化事業費補助金（輸出品放射線量検査事業）実施要領（以下「実施要領」という。）4.（1）の定めにより、財団法人日本食品分析センター（経済産業大臣により指定された事業者（以下「当センター」という。））が実施する貿易円滑化事業（以下「事業」という。）に関する申込手続等を定め、もって事業の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(検査の対象及び検査依頼者が負担する検査料等)

第2条 事業の対象となる放射能検査は、我が国から輸出（商業ベース）される貨物に関する検査（以下「検査」という。）とする。

2 検査依頼者が負担する検査料及び減額される金額の上限は別表1のとおりとする。

(事業の実施期間)

第3条 事業の実施期間は、平成23年12月01日から平成24年3月30日までとする。当該期間内に検査の申込がなされ、かつ、当該期間内に検査が終了し検査結果が記載された書類の発行が確認されたものを事業の対象とする。

なお、当該期間内であっても予算がなくなり次第事業を終了するものとする。

(検査の申込)

第4条 検査依頼者は、分析試験依頼書（別紙様式-1）に別表2に定める書類を添付して申し込むものとする。

2 当センターは、第1項の規定に基づき検査の申込があった場合には、必要書類が添付されていることを確認し、その内容を審査するものとする。

3 当センターは、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、検査の申込を受理しないことができる。

- 一 検査の対象となる貨物が輸出品（商業ベース）ではないとき
- 二 分析試験依頼書又はその添付書類に虚偽の記載があるとき

(検査結果の交付)

第5条 当センターは、検査が終了した場合には、検査依頼者に対して検査結果を記載した書類（Certificate of analysis 英文1通）を交付するものとする。

なお、追加発行及び和文の作成は当該補助事業の対象外となる。

(検査料の請求)

第6条 当センターは、検査依頼者に対して検査結果を記載した書類を交付すると共に補助金相当額を減額して検査料を請求するものとする。ただし、事業の適正かつ確実な処理の観点から、検査結果を記載した書類を交付すると共に検査料を請求することが適切でない認められる場合は、この限りでない。

(その他必要な事項)

第7条 検査依頼者は、検査した貨物を輸出した場合には、次の各号のいずれかの書類を試験結果受領日から20日以内に当センターに提出するものとする。

- 一 税関当局による輸出許可書の写し
- 二 船積書類 (B/L) 又は航空貨物運送状 (AWB) のいずれかの写し
- 三 上記に準ずる書類で、貨物を輸出したことが確認できる書類の写し
- 2 検査依頼者が輸出を取り止めた場合、第1項の規定による書類の提出がない場合又は何らかの事由により輸出ができない場合は、当該貨物に係る検査は事業の対象としない。
- 3 当センターは、事業の適正な実施を図るため、事業に関する書類及び実施状況等について必要な範囲において経済産業省に報告するものとし、検査依頼者はこれを了承する。
- 4 当センターは、この規程により難い事由が生じたとき、あるいはこの規程に記載のない細部については、経済産業省と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

別表1 検査依頼者が負担する検査料及び減額される金額の上限

| | 検査依頼者が負担する検査料 | 減額される金額の上限 |
|--------------------------|---|--------------|
| 輸出品の放射線量検査に要する経費 (注1) | ① 検査依頼者（輸出者等）が中小企業の場合、検査料に1/10を乗じた額（1円未満切上げ）。 (注2) ② 検査依頼者（輸出者等）が中小企業以外の場合、検査料に1/2を乗じた額（1円未満切上げ）。 | 10万円 (注3) |

(注1) 対価の支払いが発生しない取引（無償譲渡や自家使用等）、検査に要する交通費、検査料金に係る消費税及び輸出品ではない貨物の放射線量検査に要する経費については対象としません。

(注2) 中小企業とは、中小企業基本法の規定に基づき、業種ごとに以下の従業員基準又は資本金基準のいずれかを満足する企業とします。

| 種 業 | 従業員基準（常時使用する従業員数）又は 資本金基準（資本金の額又は出資の総額） |
|-----------|--|
| 製造業・その他業種 | 300人以下又は3億円以下 |
| 卸売業 | 100人以下又は1億円以下 |
| 小売業 | 50人以下又は5,000万円以下 |
| サービス業 | 100人以下又は5,000万円以下 |

(注3) 放射線量検査申込み/1回あたりの減額される金額の上限になります。

別表2 分析試験依頼書（別紙様式-1）に添付する書類

1. 輸出契約書又はこれに準ずる書類の写し
2. 中小企業の区分で検査を依頼する場合には、上記1の書類に加えて、労働保険申告書の写し（全事業所分）又は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（直近3ヶ月以内に発行されたものに限る。）
※本事業により同じ検査機関に複数回検査を依頼する場合には、2回目以降は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写しでも可とする。
3. 同意書（別紙様式-2）

(別紙様式-1)

セシウム-137、セシウム-134、ヨウ素-131 分析試験依頼書

(貿易円滑化事業・経済産業省)

☆ 下記注意事項についてご確認の上、太枠内をご記入ください。

| | | | | | | | | | |
|---|--|---|--|------------------------------------|---------------------|---------------------|---|---|-----|
| 受付番号 | 第 | 号 | 受付日 | 201 | 年 | 月 | 日 | (| 曜日) |
| 見積発行有の場合 見積No. | | | 検体発送日 | 201 | 年 | 月 | 日 | (| 曜日) |
| (輸出者・申請者) ご依頼者・請求先 | (フリガナ) 会社名: | | TEL: | | | | | | |
| | 住所: 〒 | | 代表者氏名 | (フリガナ) (姓) | (フリガナ) (名) | 携帯 TEL: 急ぎの場合のご連絡先 | | | |
| | | | | | | FAX: ご記入後再度ご確認ください。 | | | |
| (連絡先) | 会社名: 上記以外のご連絡先がある場合はご記入下さい。 | | 所属: | | TEL: | | | | |
| | 住所: 〒 | | 氏名: | | FAX: ご記入後再度ご確認ください。 | | | | |
| 成績書 送付先 | 会社名: 上記の「ご依頼者」様と異なる場合ご記入下さい。 | | 所属: | | TEL: | | | | |
| | 住所: 〒 | | 氏名: | | FAX: ご記入後再度ご確認ください。 | | | | |
| <p>○ 英文成績書には会社名(輸出者)・ご住所・検査対象貨物・仕向地(国名)英名を記載しますので以下注意事項をご確認の上ご記入下さい。 記入はアルファベットでお願いいたします。欄内の記載事例をご参照下さい。 成績書等発行後は、会社名、検体名等の変更はいたしかねます。また、英語以外の言語表記のご要望には応じかねます。</p> | | | | | | | | | |
| 成績書記載の会社名(輸出者英名) | | | | | | | | | |
| ご住所(英語表記) | | 例) 愛知県名古屋市中区大須 4-5-13 4-5-13 Osu, Naka-ku, Nagoya-shi, Aichi 460-0011, Japan | | | | | | | |
| (頭文字のみ大文字で表記します。また、ビル名は記載いたしませんのでご了承下さい。) | | | | | | | | | |
| 検体の種類 | 食品、食品添加物、飼料、医薬品、医薬部外品、化粧品、化学工業品 その他 () | | | 検体保管条件 | 室温・冷蔵・冷凍 | | | | |
| 検査対象貨物 (英名) | 1 Sample name: | | | | | | | | |
| | | Export quantity: | | | | | | | |
| | | Destination: | | | | | | | |
| | | Importer: | | | | | | | |
| 企業区分 | 中小企業・中小企業以外 | | 検体に関する注意事項、ご要望等(試験部位など) | | | | | | |
| その他 ご要望等 | | | 返却をご希望の場合は記入して下さい。 返却するもの(検体・容器) 返却方法(窓口・宅配便(着払い)) | | | | | | |
| 【弊センター使用欄】 | | □請求書発行 | | 成績書のお渡し方法: 郵送・窓口 成績書の FAX: 要・不要 | | | | | |
| 税抜き額 | 消費税額 | 合計金額 (前納) | 試験終了予定日 月 日 頃 | | | | | | |

財団法人 日本食品分析センター

注意事項

- 1: 成績書発行後は請求先、成績書上の依頼者名、検体名共に変更できません。
- 2: 成績書の再発行は、発行後1年以内に限ります。
- 3: 提出された検体・容器は、受付時に返却を求められない限り、保管せずに廃棄いたします。

(検査申込にあたっての注意点)

この申込書は、貿易円滑化事業費補助金に係る検査実施規程に該当する依頼に適用されます。

お申込みの際は、本申込書に次の1及び2に掲げる書類を添付するとともに、貨物を輸出した場合には、試験結果受領日から20日以内に3に定める書類を提出してください。

1. 輸出契約書又はこれに準ずる書類の写し
2. 中小企業の区分で検査を依頼する場合には、上記1の書類に加えて、労働保険申告書の写し（全事業所分）又は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（直近3ヶ月以内に発行されたものに限る。）

※本事業により同じ検査機関に複数回検査を依頼する場合には、2回目以降は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写しでも可とする。

3. 検査依頼者は、検査した貨物を輸出した場合には、次の各号のいずれかの書類を遅滞なく検査機関あてに提出するものとする。

- 一 税関当局による輸出許可書の写し
- 二 船積書類（B/L）又は航空貨物運送状（AWB）のいずれかの写し
- 三 上記に準ずる書類で、貨物を輸出したことが確認できる書類の写し

4. 検査依頼者が輸出をとりやめた場合、3の規定による書類の提出がない場合又は何らかの事由により輸出ができない場合は、当該貨物に係る検査は事業の対象となりません。

5. 分析試験依頼書に記入された「Sample name, Export quantity, Destination, Importer」に関しては、検査結果を記載した書類（Certificate of analysis 英文）にそのまま記載されます。輸出関係書類と相違がないよう、よくご確認の上ご記入ください。

以上

財団法人 日本食品分析センター殿

同意書

私は、貿易円滑化事業費補助金に係る検査実施申込みにあたり、下記の内容について同意します。

検査申込日：

品名：

(1) 検査した貨物を輸出した場合は、次の各号のいずれかの書類を試験結果受領後 20 日以内に財団法人 日本食品分析センターに提出することとし、提出ができなかった場合は検査料全額について申込者の負担とする。

- 一 税関当局による輸出許可書の写し
- 二 船積書類 (B/L) 又は航空貨物運送状 (AWB) のいずれかの写し
- 三 上記に準ずる書類で、貨物を輸出したことが確認できる書類の写し

(2) 検査後、何らかの事情により輸出が取り止めとなった場合には、当該貨物に係る検査料の全額について検査依頼者の負担とする。

(3) 事業の適正な実施を図るため、事業に関する書類及び実施状況等を経済産業省へ報告すること。

検査依頼者 (輸出者)

住所

氏名 法人にあつては名称

及び代表者の氏名 _____ 印